

救急用自動車同乗実習実施要領

(目的)

第1条 この要領は、救急業務に関する臨地実習又は研修等のため、救急用自動車同乗実習（以下「同乗実習」という。）に参加することをもって救急現場活動に対する理解の向上を図ることを目的とする。

(同乗実習の対象者)

第2条 同乗実習の対象者は茅ヶ崎市消防本部管内（茅ヶ崎市、寒川町）に在住、在学又は在勤する医療従事者等とし、医療従事者等とは次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医師、看護師、看護学生、救急救命士、救急救命士学校養成所に通う者
- (2) 前号に該当しない者で、救急業務に従事する者又は従事する見込みのある者
- (3) その他消防長が必要と認めた者

(受入れ手続き)

第3条 同乗実習に申込み場合は、対象者が勤務又は在籍する病院、学校等の代表者（以下「申込み者」という。）が、同乗実習を希望する期間の初日から起算して1か月前までに、消防長に対し救急用自動車同乗実習申込書（様式1）を提出するものとする。

2 消防長は、申込みがあったときは、受入れの可否を決定し、救急用自動車同乗実習受入書（様式2）により申込み者に通知する。

(実習者の身分及び報酬等)

第4条 消防長は、同乗実習の受入れを決定した対象者（以下「実習者」という。）に対し、消防本部の職員としての身分を付与しないものとし、報酬、旅費、手当等は支給しない。

(同乗実習費用等)

第5条 消防長は、同乗実習に要する費用を徴収しない。

2 実習中の食事及び被服等の装備品については、申込み者又は実習者が用意するものとする。

(遵守事項)

第6条 実習者は、同乗実習中は実習に専念し、目的の達成に努めなければならない。

2 実習者は、消防職員が遵守すべき法令等の定めに従い、担当する消防職員の指導、指示等に従わなければならない。

3 実習者は、消防本部の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習者は、同乗実習により知り得た情報を他に漏らしてはならない。同乗実習を修了した後についても同様とする。

5 病気等のため予定されていた同乗実習を行うことができない場合は、実習者はあらかじめその旨を消防本部に連絡しなければならない。ただし、緊急時等やむを得ない場合には、事後速やかにその旨を連絡しなければならない。

6 実習者は、同乗実習に係る誓約書に署名し、消防長に提出しなくてはならない。

(同乗制限)

第7条 消防長は、出場指令の内容等により、救急現場が危険であること又は同乗実習の実施が、救急現場活動の支障となることが予想される場合は、同乗を制限するものとする。

(事故責任等)

第8条 申込み者及び実習者は、同乗実習中の全ての事故については、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習者が、消防本部又は第三者に損害を与えた場合、申込み者及び実習者は、消防本部又は第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

3 同乗実習中における事故等に備え、実習者は、傷害保険、賠償責任保険等に参加するものとする。

(同乗実習の中止)

第9条 消防長は、実習者が第6条の規定に違反した場合又は消防本部の業務に支障を来すと認めた場合には、同乗実習を中止することができる。

2 消防長は、前項の規定により、同乗実習を中止する場合は、申込み者及び実習者にその旨を通知する。

(庶務)

第10条 この要領における庶務は、消防本部警防救命課において処理するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、適宜協議し定めることとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。